

中教審、義務教育費国庫負担制度

“ 堅持 ” の方向 !

中教審・文科省 VS. 総理・地方 6 団体

旺文社 教育情報センター 17 年 10 月

中央教育審議会(会長 = 鳥居泰彦慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事長)では現在、義務教育特別部会(義務教育の制度・教育内容、国と地方の関係・役割、学校と教育委員会、義務教育に係る費用負担などの在り方)、教育課程部会(学習指導要領の見直し)、教員養成部会(専門職大学院の在り方、教員免許制度改革)、幼児教育部会などの各部会で初等中等教育に関する審議を幅広く行っている。

とりわけ、義務教育特別部会は 16 年 11 月の政府・与党合意を踏まえ、義務教育に係る費用負担、つまり「三位一体の改革」(国税の一部を地方税に振り替える「税源移譲」、地方への「国庫負担・補助金」、 国が地方に配分する「地方交付税」のそれぞれ見直し)の中で、義務教育に係る費用負担の在り方を中心に議論すべく、17 年 2 月に設置された。政府・与党合意では、費用負担の問題については 17 年秋までに中教審で結論を得るとされており、10 月末の答申に向け大詰めを迎えている。

< 「三位一体」の改革と義務教育費国庫負担金 >

「三位一体」改革の筋書き(15 年 11 月)

・国庫補助負担金の見直し総額 = 8 兆 9,357 億円(うち、都道府県が事業主体 = 6 兆 4,066 億円 / 市町村が事業主体 = 2 兆 5,291 億円)

・ 第一期分減額 ; (1) 16 年度 = 約 1 兆円 / (2) 17・18 年度 = 約 3 兆円

↓
義務教育費国庫負担金を 8,500 億円減額(中学校教職員の給与相当分)

↓
17 年度の暫定措置として、約 4,250 億円(第一期減額分の 1/2)

・ 第二期 (19 年度 ~ 21 年度) 分減額 ; (1) 第一期未達分 = 約 3 兆 6,000 億円

↓
義務教育費国庫負担金の全廃(年間、約 2 兆 5,000 億円)

(2) 第一・第二期を通じた改革(道路関連の財源見直し等) = 約 1 兆 4,000 億円

* + + + = 約 9 兆円 ←

16年11月の「政府・与党合意」(自民・公明各党の政務調査会長、内閣官房長官、総務・財務・内閣府特命担当の各大臣の合意内容含む)

- ・義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。
- ・概ね3兆円規模の税源移譲のうち、義務教育費国庫負担金については、全体像において8,500億円程度の減額を計上する。
- ・17年度の暫定措置として4,250億円程度を減額することとし、その旨を法律で規定する。
- ・17年度において、税源移譲予定特別交付金に4,250億円程度を加える。
その額は、教職員給与費を基本として配分する。
- ・「三位一体の改革に関する基本的枠組み」に基づき17年秋の中教審の答申を得て、18年度において恒久的措置を講ずる。

< 驚異的な審議開催 >

特別部会は2月末から10月3日の第38回部会まで、1日2回のプチヌキ開催や合宿審議も含め、100時間以上にも及び精力的、集中的に審議を繰り広げてきた。短期間のうちにこれだけの審議を重ねた審議会は、異例ともいえる。

その間、義務教育の費用負担以外についても幅広く議論してきたが、注目の的である費用負担の在り方については、国庫負担制度の堅持を主張する“多数の委員”と一般財源化を主張する“地方6団体側委員”との意見の相違は深く、3日の時点では双方の一致点は見出せていない。

< “堅持派” V S . “移譲派” >

国から地方へ、都道府県から市町村へ、教育委員会から学校へと、地方分権を進め、権限の更なる移譲を拡大しつつ、義務教育の根幹(機会均等・水準確保・無償制)を国が責務として担保する必要から、国庫負担金堅持を主張する“堅持派”。

これに対し、各自治体が特色ある教育ができるよう、学校運営の柔軟性を高めるためにも、使い道の自由が利く一般財源化への移譲を主張する“移譲派”。

両派の攻防は、最後まで続くと思われる。

中教審の会長でもある鳥居部会長は、10月12日に特別部会としての「答申の素案」についての審議を予定しており、そこで義務教育費国庫負担制度の維持を求める答申を盛り込むものとみられる。

< 18年度概算要求に、文科省・総務省でダブル計上 >

文科省は、前述の政府・与党合意による8,500億円や4,250億円の減額は17年度限りの「暫定措置」であり、国庫負担金についての審議が行われている段階では、法に基づき1/2負担の原則に戻すべきだとしている。その結果、18年度の概算要求では、17年度の暫定措置による減額分の4,250億円を還元し、中学校分約8,500億円を含む約2兆5,000億円(17

年度予算は約 2 兆 1,000 億円)を義務教育費国庫負担金として一括計上している。

これに対し、地方自治体を所管する総務省は、政府・与党合意に基づき、18 年度まで国庫負担金の減額はあるとの立場から、8,500 億円を「税源移譲予定特例交付金」(地方が使い道を自由に決められる)として計上している。

つまり、義務教育費国庫負担金の中学校分である約 8,500 億円については、「暫定」「国の責務」だとする文科省と、「地方への移譲」の立場をとる総務省との間で、概算要求にダブル計上しており、政府内での議論不足が露呈した形となっている。

< 審議会行政と政治結着 >

先の総選挙で圧勝した小泉総理は所信表明演説(17 年 9 月 26 日)で、「地方にできることは地方に」という方針の下、4 兆円程度の補助金改革、3 兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体の改革について、地方の意見を真摯に受け止め、来年度までに確実に実現いたします」と、述べている。

さらにこの演説の翌日(9 月 27 日)、小泉総理は文科省の結城事務次官、近藤文部科学審議官を官邸に呼び、「三位一体改革を実現するため、地方の意見を真摯に受け止めて対応してほしい」と指示している。

こうした動きは、義務教育費国庫負担金の 8,500 億円は 3 兆円減額の約 3 割を占める“大口減額”となるだけに、中教審の答申いかんによっては三位一体改革を掲げる「小泉改革の後退」を印象付けることにもなりかねないという懸念から出たものであろう。

なお、10 月 4 日の経済財政諮問会議でも、三位一体改革について、地方案の尊重を表明している。

当面は、文科省・中教審(多数の堅持派委員)VS.総理・総務省・地方 6 団体の激しい綱引きが予測される。

いずれにしろ、審議を尽くした結果の多数意見は、尊重されるべきであろう。そうでなければ中教審の、さらには審議会行政そのものの意義が問われてこよう。

ただ、18 年度予算編成が本格化する前(新内閣発足後の 11 月中)には政府としても結論を出さざるを得ず、最終的には“政治的結着”という形が透けて見えてくるのだが-----。

(注) < 地方 6 団体 >

- ・全国知事会 / ・全国都道府県議会議長会 / ・全国市長会 /
- ・全国市議会議長会 / ・全国町村長会 / ・全国町村議会議長会